

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

29年6月定例会

	議案の 件名	議案第32号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 について	政策等 の区分	計画・事業・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条例</span> その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
交野市消防団員等公務災害補償条例は、消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防に従事した者による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とするもの。		他市も同様に改正される。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）において、損害補償の算定の基礎となる額（以下「損害基礎額」という。）の加算額及び加算の対象については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められており、今般、給与法が改正されたことから、基準政令で定められている扶養親族加算額及び加算対象区分について、改正を実施する必要がある。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
○「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）が平成28年11月に改正され、平成29年度以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されること。 ○「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）において、損害補償の算定の基礎となる額（以下「補償基礎額」という。）の加算額及び加算の対象については、給与法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められている。 ○今般、給与法が上記のとおり改正されたことから、基準政令で定められている扶養親族加算額及び加算対象区分について、改正を実施する必要がある。		“かたのサイズ”をめぐす 像 (主要3つ)	66.67.68				
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
〈市民参加の状況〉		〈政策等の実施時期〉					
有・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		公布の日					
担当部局	担当課	交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表					
消防本部	総務課	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> ・無					

## 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

### 1. 条例改正の目的

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」(昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。)において、損害補償の基礎となる額(以下「補償基準額」という。)の加算額及び加算の対象については、「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められている。

平成28年11月に給与法が改正され、この中で扶養手当の支給額及び支給対象が改定されたことから、基準政令で定められている扶養親族加算額及び加算対象区分についても改正されました。災害発生日に当該非常勤消防団員等に扶養親族がある場合、常勤職員の扶養手当に準じて、補償基礎額に一定の金額を加算することとなりました。そのため、交野市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第20号)の一部についても同様の改正をする必要が生じたため改正を行うもの。

### 2. 条例一部改正案の内容

基準政令において定められている、「扶養親族のある場合における補償基礎額の加算額」(以下「加算額」という。)は、給与法の扶養手当支給額(30で除し、1円未満は四捨五入)したものと定められていることから、配偶者に加算される額を「433円」から「333円」に、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子に加算される額を1人につき「217円」から「267円」に、ただし、扶養親族に係る配偶者がいない場合は、1人につき「367円」から「333円」、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び重度心身障害者のいずれかに該当する扶養親族を「217円」に、ただし、扶養親族に係る配偶者及び子がない場合、1人につき「367円」から「300円」に改正するもの。

なお、附則として、この条例の適用日以後に支給される傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用いたしますとともに、適用日前に支給される損害補償及び傷病補償年金等につきましては、なお従前の例によるものとし、

平成29年4月1日からこの条例の施行日の前日までに扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなすものとする経過措置を規定するもの。

3. 施行日  
公布の日

交野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）新旧対照表

新	旧
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が、公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害を有することとなつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が、公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害を有することとなつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（同法第36条_____において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条_____において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病</p>

新	旧
<p>により死亡し、若しくは障害を有することとなつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは障害の状態となつた場合には <u>          </u>、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により <u>          </u> 死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により <u>          </u> 疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害を有することとなつた場合には <u>          </u>、8, 800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の</p>	<p>により死亡し、若しくは障害を有することとなつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは障害の状態となつた場合に<u>あつては</u>、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害を有することとなつた場合に<u>あつては</u>、8, 800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の</p>

新	旧
<p>日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として、非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号に該当する扶養親族については<u>333円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については<u>300円</u>）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) (略)</p>	<p>日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として、非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号に該当する扶養親族については<u>433円</u>を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち1人については<u>367円</u>）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) (略)</p>

新	旧
<p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>重度心身障害者</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>15歳</u>に達する日後の最初の4月1日から<u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>身体又は精神に著しい障害を有する者</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>満15歳</u>に達する日後の最初の4月1日から<u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。</p>